

雇用保険の適用範囲が拡大されました

○ 平成 22 年 4 月 1 日から、雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

- 【旧】 ○ **6ヶ月以上**の雇用見込みがあること
○ **1週間の所定労働時間が20時間以上**であること

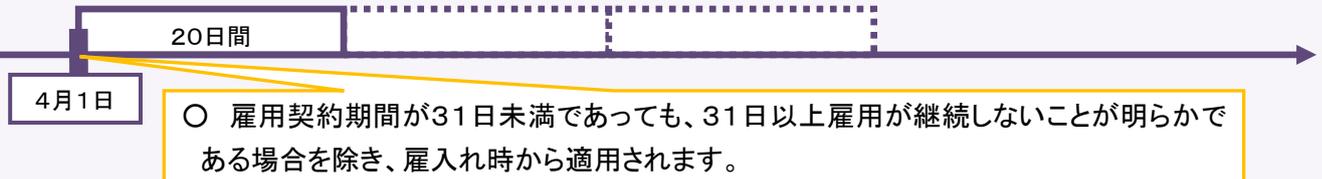
- 【新】 ○ **31日以上**の雇用見込みがあること
○ **1週間の所定労働時間が20時間以上**であること

○ 「**31日以上**の雇用見込みがあること」とは…

- **31日以上**雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。
- このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が**31日未満**であっても、原則として、**31日以上**の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。
 - ・ 雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり**31日未満**での雇止めの明示がないとき
 - ・ 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が**31日以上**雇用された実績があるとき

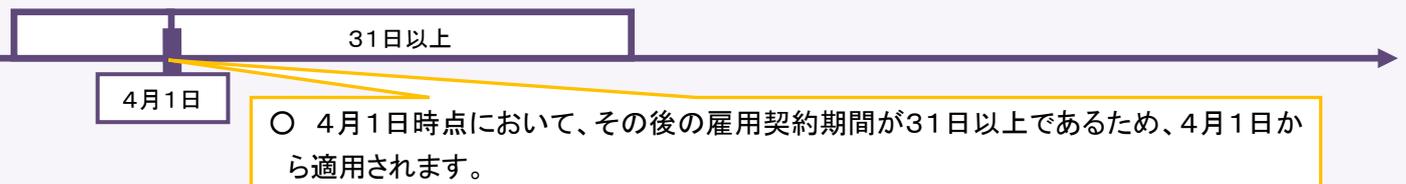
◇ 4月1日以降における取扱いは以下のとおりとなります。

○ 4月1日以降に雇われた方

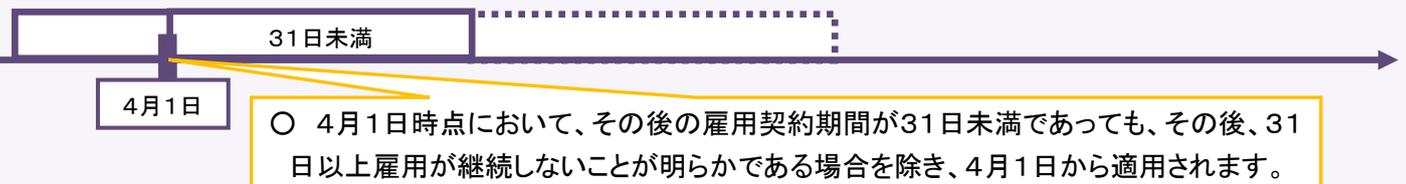


○ 4月1日以前から雇われていた方

- ・ 4月1日以降の雇用契約期間が**31日以上**の場合



- ・ 4月1日以降の雇用契約期間が**31日未満**の場合



日雇労働者の方

- 異なる事業主のもとで日々又は30日以内の雇用を繰り返すような場合には、日雇労働者として、日雇労働被保険者となる場合があります。
- 日雇労働被保険者となる方は、公共職業安定所で「日雇労働求職者手帳」の交付を受ける必要があります。

